

福島県流域下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
(下水調査・補助)

仕 様 書

第1条 (総則)

本仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「福島県流域下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託（下水調査・補助）」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

第2条 (目的)

福島県流域下水道事業においては、下水道施設の老朽化に伴い改築・更新需要量の増大等の問題が進行する中、安定的な下水道事業の維持、運営が求められている。

安定的な下水道事業を継続させるためには、これまで実施してきたストックマネジメントによる支出の平準化に加えて、運営体制の補完と民間の創意工夫により業務効率化が期待できる官民連携手法の導入が有効な手法の一つであると考えられる。

そこで、本業務では、将来にわたる安定的な下水道事業の維持、運営に向け、新たな官民連携方式（ウォーターPPPレベル3.5）の導入の可能性について把握・整理するための検討など、ウォーターPPPに関する導入可能性調査を行うことを目的とする。

第3条 (対象施設)

福島県 阿武隈川上流流域下水道事業（県北・県中・二本松・田村処理区）
下水道施設 一式（管路、処理場・ポンプ場）

	阿武隈川上流流域下水道 (R7.3末)				合計
	県北処理区	県中処理区	二本松処理区	田村処理区	
事業開始年度	昭和59年度	昭和51年度	平成4年度	平成9年度	
供用開始	平成8年4月	昭和63年10月	平成10年10月	平成16年4月	
全体計画	令和9年度	令和32年度	令和20年度	令和9年度	
事業計画期間	令和8年度	令和11年度	令和8年度	令和7年度	
管渠整備進捗率	55.9/56.0km	50.5/50.5km	5.6/5.6km	26.5/26.5km	138.5km
処理場整備進捗率	11/16池	16/20池	3/4池	1/2池	
関連市町村	福島市・伊達市・桑折町・国見町	郡山市・須賀川市・本宮市・鏡石町・矢吹町	二本松市	田村市	11市町
現有水処理能力 (m ³ /日最大)	96,580	142,800	7,800	3,300	250,480
包括民間委託(レベル1)	○		○		

第4条 (業務内容)

4. 1 資料の収集・整理

(1) 上位計画・関連計画の収集整理

当該業務に必要な資料として、以下の資料を収集・整理する。

- ・流域別下水道整備総合計画
- ・都道府県構想
- ・福島県汚水処理事業広域化・共同化計画
- ・福島県流域下水道事業経営戦略（阿武隈川上流流域下水道事業）
- ・下水道全体計画
- ・下水道法事業計画
- ・ストックマネジメント計画 など

(2) 維持管理情報の収集・整理

当該業務に必要となる維持管理資料等を発注者が収集し、受注者へ貸与する。

- ・現行の維持管理業務委託仕様書等

(3) 建設改良情報の収集・整理

当該業務に必要となる建設改良資料等を発注者が収集し、受注者へ貸与する。

- ・管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する資料等

4. 2 現状分析及び課題の抽出、対応策の検討

(1) 現状分析及び課題抽出・整理

現状の事業運営上の問題点について人口減少等の外部環境と「ヒト・モノ・カネ」等の内部環境の両面で分析し、課題抽出を行う。抽出した課題は、取り組むべき優先順位を踏まえ時間軸で整理する。

(2) 関係者へのヒアリング

既存施設の維持管理状況に関して、関係者（処理場・ポンプ場の運転管理受託者、下水道公社）へのヒアリングを実施し、維持管理状況（運転管理、保守・修繕、苦情対応等）を確認する。

(3) 執行体制の確認

業務執行体制に関して、現状の課題を確認・整理する。

(4) 課題への対応策の検討

整理した課題に対し、ウォーターPPP手法によって対応すべき項目及び対応策（案）を検討する。

4. 3 ウォーターPPP手法の比較検討

(1) 導入可能性のあるウォーターPPP手法の選択

本県の流域下水道事業において、ウォーターPPPによる官民連携の可能性を検討するため、他自治体の下水道事業における官民連携の事例を整理する。その上で、前項で整理した

対応策が実現可能なウォーター P P P 手法に絞り込む。なお、ウォーター P P P 手法に管理・更新一体型マネジメント方式（更新実施型、更新支援型）を含むものとする。

（２）事業スキームの検討

選択したウォーター P P P 手法においては、業務範囲、対象施設、事業期間及び簡易な V F M について検討を行うものとする。

検討に当たっては、当該事業に係る施設規模及び維持管理状況に十分留意するものとする。また、ウォーター P P P 手法の導入可能性の検討は、処理区ごとに実施することとし、流域関連市町との広域連携の可能性についても含める。

4. 4 マーケットサウンディング調査結果の考察

民間企業の参入意欲や官民連携における業務内容に対する意見や参画にあたっての課題を把握するために県で実施したマーケットサウンディング調査の結果を考察する。

4. 5 事業手法の評価（ウォーター P P P 手法の選定）

選択したウォーター P P P 手法について、サウンディング調査結果を含む各種情報をもとに処理区毎に総合的な評価を行う。

4. 6 法的制約・官民リスクの分担検討

ウォーター P P P 手法を実施するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し、課題解決の方策等について先行事例を参考に検討する。またウォーター P P P 手法の実施に当たり、特に留意すべきリスクを特定し、処理区毎にリスク分担表として整理する。

4. 7 導入効果の検証

（１）V F M の算定

官民連携導入時の概算事業費を算定し V F M を算出する。ウォーター P P P 手法導入時の概算事業費は、サウンディング調査において参入意向を確認できる複数社を対象に必要な応じて見積徴収する。

（２）導入効果の評価

導入効果は、処理区毎及び 4 処理区全体について、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（ヒト）の視点で定量的・定性的に評価する。特に、執行体制（ヒト）については、業務を個々の活動に分類し、細分化した活動ごとの原価を算出する A B C 分析（Activity Based Costing：活動基準原価計算）手法を用いて定量的に評価する。

4. 8 実施方針（案）および説明資料の作成

ウォーター P P P 手法を導入した事業実施に向け、導入対象処理区の選定に係る資料を含む実施方針（案）を作成する。また、実施方針（案）の各関係機関への説明に必要となる資料を

作成する。

4. 9 モニタリング体制・方法の検討

官民連携の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、官民双方の負担軽減につながる方策や県職員における技術力の確保について考慮する。

4. 10 報告書作成

各種検討結果をとりまとめ、報告書を作成し提出すること。

- ・業務報告書（A4版）2部
- ・概要版報告書（A3版）2部
- ・参考資料（A4版）2部
- ・協議録 一式
- ・電子成果品 CD 一式

4. 11 打ち合わせ

初回および納品時に加え、中間打ち合わせを5回実施することとし、その結果について受注者は打ち合わせ記録簿を作成し、発注者に提出する。

第5条（資料等の貸与）

発注者が所有する行政資料について、業務の遂行上、必要に応じて受注者に貸与するものとする。発注者が所有する行政資料・情報等については、本業務を遂行する目的に限り使用することができるが、発注者の許可なく第三者に流布してはならない。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。